

生活習慣病を予防するための 『特定健診・特定保健指導』を 受診しましょう



平成20年度から医療保険者が、加入者にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防のための健診と、その結果に基づいた保健指導を実施しています。

そこで今回は、国民健康保険に加入する方の特定健康診査の受診方法などについてお知らせします。

健康増進と、生活習慣病の早期発見・予防のために、ぜひ受診してください。

国民健康保険に加入している40歳から本年度中に75歳になられるまでの方

受診券の送付・受診日程

①40歳から64歳までの方
6月中に受診券を発送しま

す。9月末までに特定健診を受診してください。

②65歳から74歳までの方
8月中に受診券を発送の予

定です。12月末までに特定健診を受診してください。

※受診券を受け取られても、受診される日までに国民健康保険の被保険者でなくなった方は、健診を受けることができません。

費用

受診には、本人負担額千円が必要です。受診当日、診療機関の窓口でお支払いください。

受診方法

受診券と保険証を持って、希望する診療機関で受診してください。健診が受けられる診療機関は、受診券に同封す

る「特定健診のお知らせ」をご覧ください。

その他

国民健康保険・人間ドッグを受診される方は、特定健診を重複して受診する必要はありません。また、国民健康保険以外の社会保険などに加入している被保険者とその被扶養者の健診は、加入している医療保険者が実施します。

※長寿（後期高齢者）医療保険に加入する被保険者の方で希望者には、「ぎふ・すこやか健診」を実施します。詳しくは、本紙9月1日号でお知らせする予定です。

詳しくは、市民課保険年金係（内線1311・135）へどうぞ。

定額給付金の申請はお済みですか？

本紙6月1日号でもお知らせしましたが、定額給付金の申請がお済みでない方は、できるだけ早く申請していただくようお願いします。

なお、7月1日(水)から現金による給付を行う予定ですが、現金給付を希望される方でもあらかじめ申請書を提出していただく必要があります。

窓口で申請書をお持ちいただいても、その場で現金をお受け取りいただけませんのでご注意ください。

詳しくは、定額給付金対策室（内線211～213）へどうぞ。

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間における電話相談所を開設

いじめ・虐待・不登校・体罰など、子どもをめぐる人権問題はますます深刻化し、大きな社会問題となっています。これらの人権問題の解決に資するため、岐阜地方法務局と岐阜県子どもの人権専門委員会では、電話相談所を開設します。

誰にも打ち明けることのできない悩みを抱えている方は、ぜひご相談ください。相談は無料です。

- 日 時 6月28日(日)～7月4日(土)
午前8時30分～午後7時
(土・日曜日は、午前10時～午後5時)
- 電話番号 0120-007-110
- 相談担当者 子どもの人権専門委員

詳しくは、岐阜地方法務局人権擁護課（☎058-245-3181）へどうぞ。